

第 5 回義援金配分委員会 書面協議事項

下記事項について配分委員会の書面評決を求めるものです。

記

1 岩手県災害義援金募集委員会が集約した義援金残金の使途

第 2 次配分対象者に対し、新たに上乗せ交付する。

死亡又は行方不明 73 千円/人 ※第 1 次配分からの総計 1,520 千円/人

全壊等 73 千円/戸 ※第 1 次配分からの総計 1,520 千円/戸

半壊等 73 千円/戸 ※第 1 次配分からの総計 923 千円/戸

2 災害関連死に係る義援金交付可否の助言を行う「災害関連死審査部会」の設置

被災と死亡の因果関係が明確ではない「災害関連死」事例の適切な義援金交付事務を推進するため、県の配分委員会に「災害関連死審査部会」を設置、災害弔慰金支給等に係る審査会と同一の者を部会委員として委嘱し、会議も同日に開催する。

3 義援金交付事務の監査

義援金交付事務の適正を公式に記録するため、県の配分委員会に監事を設置し、事務費を確保の上一定の監査方針により県の配分委員会及び市町村の配分事務局の監査を実施する。

<協議事項>

1 岩手県災害義援金募集委員会が集約した義援金残金の使途

平成 23 年 10 月 28 日現在の県に寄せられた義援金の残金は 26 億 4,434 万 8 千円余であり、今後の予備として 2 億円を残し 24 億 4 千万円を第 2 次配分対象者に対し、新たに上乗せ交付する。

第 2 次配分の考え方に準拠し、被害区分により差を設けず一律の額を交付する。

◆ 今回の追加配分後の配分基準（単位：千円）

	死亡又は行方不明（1人あたり） 住家全壊（1戸あたり）			住家半壊等（1戸あたり）			半壊以上の被害を受けた福祉施設の入所者1人あたり	
	国分	県分	計	国分	県分	計	全壊	半壊
第 1 次配分	350	150	500	180	70	250	350	180
第 2 次配分	694	253	947	347	253	600	562	281
第 2 次配分追加配分額	—	73	73	—	73	73	—	—
合計	1,044	476	1,520	527	396	923	1,044	527

2 災害関連死に係る義援金交付可否の助言を行う「災害関連死審査部会」の設置

人的被害に係る義援金交付のうち、災害と死亡との間に因果関係が明確ではない「災害関連死」の事例について、その適切な交付事務を推進するため医師、弁護士、大学教授、社会福祉協議会職員等からなる「審査組織」による審査を受けることを明示し、市町村の配分事務局自らが審査組織を設置できないときに備えて県の義援金配分委員会にも部会として「災害関連死審査部会」を設置するもの。

<災害弔慰金支給法での取扱い>

市町村は、災害弔慰金の支給にあたり、市町村の災害弔慰金の支給等に関する条例において審査会を設置し、災害関連死等の判定が困難な場合に審議を経るものとしている。

同条例で審査会の設置を定めている場合は、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、県に審査会の事務を委託することができる。（陸前高田市、大船渡市、釜石市、宮古市、大槌町、一関市、矢巾町の 7 市町が県への委託を決定）

※ 義援金についても、災害関連死について災害弔慰金支給法事務と同様の取扱いとするもの。

(1) 設置概要

災害弔慰金支給等に係る審査会と同一の者を部会委員として委嘱し、会議も同日に開催。

(2) 部会の機能

被災と死亡との間の因果関係の有無が認められるか審査を行い市町村の配分事務局に結果を参考意見として通知。

(3) 処理件数等見込

大槌町の1件（確定）。※但し今後新たに発生することも予想。

3 義援金交付事務の監査

義援金の取扱い額は日本赤十字社等国レベル分、県集約分を併せて合計 480 億円超となっており、その取扱いの適正を公式に記録するため、以下の事項に取り組むもの。

(1) 県の義援金配分委員会における監事の設置

日本公認会計士協会東北会から適任者の推薦を受け、監事を設置。

(2) 監査の実施

日本赤十字社岩手県支部の協力も得ながら、監査方針を策定のうえ県の配分委員会、市町村の配分事務局の監査を実施。

(3) 監査に係る事務費の確保

今後数年間義援金の管理業務が継続するため、県分義援金残金は大口定期預金にて運用し、一定の利息収入を確保し当該運用収入を充当する。